

福業第0203001号

平成22年2月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



平成22年度福祉貸付事業における予算措置及び
「福祉貸付事業行政担当者説明会」の開催について

当機構の福祉貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年度政府予算（案）の決定に伴い、平成22年度における福祉貸付事業の貸付事業枠、貸付条件等につきましては、別紙1のとおり予定しておりますので取り急ぎご案内申し上げます。

つきましては、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しましても、ご周知、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

また、平成22年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針につきましては後日ご案内することとしておりますが、円滑な貸付業務の実施を期する観点から、別紙2のとおり当該方針に係る説明会を開催いたします。

今後、社会福祉施設整備の増加が見込まれる中、来年度の貸付事業枠が20%削減されたことによる影響や、保証人の免除制度（オンコスト保証）の導入について等、福祉貸付事業実施にあたっての重要事項を説明させていただく予定としておりますので、年度末の業務ご多忙の折恐縮ではございますが、貴部（局）関係課担当者のご出席につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

おって、平成22年度における福祉貸付事業の実施にあたり、今後、借入申込予定額等について調査する予定としておりますので、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※本通知は、福祉医療機構ホームページにも掲載しております。
<http://www.wam.go.jp/wam/gyoumu/fukushikashitsuke/index.html>

平成 22 年度福祉貸付事業における予算措置について

1 貸付事業枠

平成 22 年度の福祉貸付事業における事業枠及び資金枠については次のとおり確保しております。

貸付契約額	1,250 億円
資金交付額	1,263 億円

2 貸付条件の改定

平成 22 年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改定(平成 21 年度以前からの継続措置を含む。)を行うこととしておりますのであらかじめご了解のうえ、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しご周知くださいますようお願いいたします。

(1) ユニット型特別養護老人ホームに係る償還期間等の延長

借入額が高額となるユニット型特別養護老人ホームについて、毎年の施設整備に係る償還額を縮小することで安定した施設経営が図れるよう、借入金の償還期間を「20 年以内」から「25 年以内」に延長します。

また、施設開設直後の経営不安定期に元金償還が到来しないよう、据置期間を「2 年以内」から「3 年以内」に延長します。

(2) 保証人の免除

社会福祉法人が希望した場合、保証人を要しないことができることとします。ただしこの場合は、貸付利率に一定の上乗せ(オンコスト)を行います。

(3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の基準の緩和による低所得高齢者向けの施設の整備に対する融資

土地価格が高額な都市部において設置が認められる予定である、改正(緩和)後の設備基準を満たすケアハウスについて、融資の対象とします。

※ 国においては、当該施設を地域介護・福祉空間整備交付金の対象とすることとしたところ。

(4) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度の創設

社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、当該一時金に対して融資する制度を創設します。

なお、制度の適用期間については、平成 23 年度までとします。

※ 国においては、平成 21 年度補正予算により当該一時金に対する補助制度を創設したところ。

(5) 児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大

児童デイサービス事業所及び療養介護事業所について、社団法人及び財団法人を貸付けの相手方に追加します。

※ 国においては、当該施設を社会福祉施設等施設整備費補助金の対象とすることとしたところ。

(6) 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大

他の障害福祉サービス事業所と同様に、ケアホーム及びグループホームについても経営資金を貸付けの対象とします。

(7) アスベスト対策事業に係る優遇措置（継続）

アスベスト対策事業への貸付けについては、次表のとおり優遇措置をとります。なお、制度の適用期間については、平成22年度限りとします。

【アスベスト対策事業に係る優遇措置】

区 分	[通 常]	[アスベスト対策事業]
融資率の引き上げ	70%	75%
	75%	80%
	(80%のものは変更なし)	
貸付利率の引き下げ	財投金利+0.1%	財投金利+0.05%
	財投金利+0.2%	財投金利+0.1%
	財投金利+0.5%	財投金利+0.1%
	(財投金利と同じものは変更なし)	

(8) 融資率の見直し

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法に規定する新体系施設への移行を伴わない施設整備に係る融資については、融資率を「75%」から「70%」に引き下げます。

ただし、障害者就労支援の推進、アスベスト対策、耐震化改修及び災害復旧事業に係るものを除きます。

(省 略)